

議案第 1 0 4 号

北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部改正について

北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和元年 1 2 月 1 0 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、一般職の職員の給与改正を受けて北名古屋市議会の議員に対して支給する期末手当の額を改定するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例

（北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第1条 北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成18年北名古屋市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。